

旭医大達第112号
令和6年9月18日

旭川医科大学文書決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学文書決裁規程の一部を改正する規程

旭川医科大学文書決裁規程（平成16年旭医大第26号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第5条 別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁については、前条の規定にかかわらず、専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事業がある場合は、この限りではない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は令和6年9月18日から施行し、改正後の別表第2は令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>別表第1 (略)</p> <p><u>別表第2</u></p>	<p>(略)</p> <p>第5条 別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁については、前条の規定にかかわらず、専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事業がある場合は、この限りではない。</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p><u>別表第2</u></p>

事項	名義者	専決者
(略)	(略)	(略)
(経営企画課所掌事項)		
(1) 補助金の交付申請, 交付請求及び実績報告に関する事	学長	事務局長
(2) 補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書に関する事	学長	事務局次長 (病院担当)
(3) 病院長公印依頼及び承認願に関する事	病院長	〃
(<u>医事課</u> 所掌事項)		
(1) 保険診療等の診療報酬の審査請求に関する事	病院長	事務局次長 (病院担当)
(2) 病理解剖, 受託検査等の受理に関する事	〃	〃
(3) 患者の受託金品の処理に関する事	〃	<u>医事課長</u>
(略)	(略)	(略)

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い, 所要の改正を行うものである。

事項	名義者	専決者
(略)	(略)	(略)
(経営企画課所掌事項)		
(1) 補助金の交付申請, 交付請求及び実績報告に関する事	学長	事務局長
(2) 補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書に関する事	学長	事務局次長 (病院担当)
(3) 病院長公印依頼及び承認願に関する事	病院長	〃
(<u>医療支援課</u> 所掌事項)		
(1) 保険診療等の診療報酬の審査請求に関する事	病院長	事務局次長 (病院担当)
(2) 病理解剖, 受託検査等の受理に関する事	〃	〃
(3) 患者の受託金品の処理に関する事	〃	<u>医療支援課長</u>
(略)	(略)	(略)